令和5年第3回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

令和5年9月4日 (月) 開会 午前10時

1 応招議員 9名

1	番	松田	勝	2	番	近藤	晃一
3	番	森田	裕康	4	番	福井	保夫
5	番	淺野	勉	6	番	上林	勝美
7	番	山岡	敏	8	番	増井	敬史
9	番	森田	瞳				

- 2 出席議員 9名
- 3 欠席議員 なし
- 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町			長	西本	安博	副	町	長	富井	文枝
教	ਵ	Ĩ	長	辰己	秀雄					
総	務	部	長	吉村	良昭	住戶	是 生 活	部 長	吉田	一弘
事	業	部	長	廣瀬	好郁	教	育 次	: 長	辻井	弘至
総合	合 政	策 課	長	富士	青美	危機	管理室	課長	吉田	裕一
税	務	課	長	勝井	顯	住	民 課	長	増田	篤人
子ど	も家庭	推進室	課長	藤岡	征章	健康	福祉推進	室課長	井上	育久
事	業	課	長	池田	佳永	教育	が 推 進	課 長	吉田	彰宏
会	計	室	長	西田	淳二					

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 溝本 貴宏 議会事務局主事 宮前 智貴

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般質問

- 4番 福井 保夫 議員
 - ① 小・中学校のいじめ・不登校について
 - ② こども食堂への支援について
 - ③ 町の備品について
 - ④ 聴覚障害者等へのA I 活用について
- 2番 近藤 晃一 議員
 - ① 自主防災組織との連携について
 - ② 降雨時における河川・ため池管理について
 - ③ エルラドの聞こえる範囲外への対応について
- 8番 増井 敬史 議員
 - ① コロナワクチン予防接種による副反応や後遺症患者の実態把握について
 - ② 住民の防災意識の高揚について
- 3番 森田 裕康 議員
 - ① 「子ども110番の家」の現状について
- 1番 松田 勝 議員
 - ① 投票率向上における各自治体の課題と取り組み状況について
 - ② 安堵町での健康づくり推進のためのポイント制度導入について
- 6番 上林 勝美 議員
 - ① 学校給食費の無償化について
 - ② 小泉苑の溢水対策について
 - ③ あつみ台住宅周辺の道路の安全対策
 - ④ 「自衛官募集対象者情報」への対応について

開会

午前10時00分

議長(淺野勉) おはようございます。

只今の出席議員は9名で、定足数に達しています。 会議は成立しましたので、本日の会議を開きます。 本日の議事は、お手元の議事日程のとおりです。

議長(淺野勉) 日程第1「一般質問」を行います。

本日、一般質問をする議員を申し上げます。

議席番号4番 福井保夫議員、2番 近藤晃一議員、8番 増井敬史議員、3番 森田裕康 議員、1番 松田勝議員、6番 上林勝美議員 以上の6名です。

質問時間は答弁を含めて60分以内です。

4番 福井議員の一般質問を許します。

4番(福井保夫) はい、議長。

議長(淺野勉)はい。福井議員。

(福井議員 登壇)

4番(福井保夫) おはようございます。福井保夫でございます。

まず1番目に、「小・中学校のいじめ・不登校について」。安堵小・中学校のいじめ・不登校の現状について伺います。また、ある場合の対策について伺います。県は「気付き見守りアプリ」を開発し、9月から県内の全ての公立小学校で運用するようですが、内容等について伺います。また、6月から一部の学校で先行導入の結果はどうか伺います。

2番目に、「こども食堂への支援について」。現在、安堵町内で、こども食堂はいくつあるか。また、町として何らかの支援をしているか伺います。橿原市は出産や就学を機に周辺町村

から転入する家族も多いことから、市内の七つのこども食堂に1回あたり最大5,000円を 補助しています。子育て支援・魅力ある町づくりの一環として、安堵町でも支援をしてみては どうか伺います。

3番目に、「町の備品について」。大淀町では不要になった備品を「メルカリ」で販売。町としては「循環型社会に向けた取り組みを進めることで、SDG s に対する町民の関心を高めたい」としている。安堵町でも取り入れてみてはどうか伺います。

4番目に、「聴覚障害者等へのAI活用について」。6月から川西町で聴覚障害者や難聴の人の利便性を図ろうと、AIを活用した文字起こしシステムを導入しました。橿原市、奈良中央信用金庫は、集音器付きの「軟骨伝導式イヤホン」を試験的に導入。安堵町も障害を持った人のためにぜひ検討を。

以上4点です。よろしくお願いします。

議長(淺野 勉) はじめに、「小・中学校のいじめ・不登校について」、答弁を求めます。

教育推進課長(吉田彰宏)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田教育推進課長。

(吉田教育推進課長 登壇)

教育推進課長(吉田彰宏) 改めまして、おはようございます。教育推進課の吉田です。よろしくお願いします。それでは、福井議員の質問にお答えいたします。

令和5年度4月から7月、1学期までの小学校のいじめの認知件数は10件、中学校のいじめの認知件数が2件となっております。教職員が、当該児童生徒及び保護者と面談等を行い、詳細な内容把握に努め、小学校のいじめの認知件数10件すべてが重大な事案でないことを確認し、丁寧な指導、対応により、現在は解消されていると報告を受けております。

なお、中学校のいじめの認知件数1件につきましては、直近の事案でございますので現在、 解消に向けて取組中であります。

一方で、不登校の人数につきましては、小学校は3人、中学校も3人となっております。これらの対応といたしましては、担任教員等が家庭訪問等を繰り返すとともに、電話連絡等も密に行っております。

福井議員御指摘の「気付き見守りアプリ」とは、いじめの発見、対応が遅れ重大事態化しないように、日常の児童の様子を観察することで、いじめの兆候を積極的に認知するとともに、

事象対応の検証のために、児童観察の継続的記録を可視化し、入力情報を共有するアプリケーションでございます。また、このアプリを活用することで、教職員が一人で抱え込むことなく、 チームとして対応を支援できるようになります。

アプリに入力された学校内の情報は、教職員及び所管の教育委員会のみのパソコン上で閲覧でき、いじめ等の未然防止、早期発見、早期の対応に大きく寄与することが期待されています。

6月から先行実施した市町村の中に、生駒郡内の平群小学校がありましたので、平群町教育委員会に導入結果等を確認しましたが、2か月間ではまだ具体的な成果はないと聞き及んでおります。

報道では、9月から県内のすべての公立学校で運用開始となっておりますが、実際上8月2 5日から10月31日までが教職員向けのアプリの説明動画の配信となっておりますので、安 堵小学校の全教職員が閲覧した段階で、学校として導入に向けての職員会議等で協議を重ね、 また、先行実施の市町村の意見等も拝借しながら、早期の運用に努めていきたいと考えます。 以上でございます。

4番(福井保夫) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。福井議員。

4番(福井保夫) 学校からの今、定期的に不登校及びいじめ等の状況報告ですが、どんな感じで報告があるのか、ちょっと教えてください。

教育推進課長(吉田彰宏)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田課長。

教育推進課長(吉田彰宏) 自席より失礼いたします。学校からの報告につきましては月1回、調査票により、学校から教育委員会並びに県への報告への義務となっております。また、月1回、校園長会を開催しております。校園長会で小学校の校長、中学校の校長が参加していただいておりますので、そこでも不登校生徒及びいじめ等の生徒の状況を受け、情報共有を密にしております。

以上です。

4番(福井保夫) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。福井議員。

4番(福井保夫) 月1回と今、言われてますけども、いじめに対しては、やはりもう随時報告ということが必要やないかなと私は思うんです。早期発見、早期解消と。ほんまに、1か月の初めにあって、1か月たったらだいぶ状況が変わっとるということもあると思いますのでね。件数も、そんな多くないので、随時報告してもらって。今後このアプリ、こういうのを利用してすれば、随時わかると思うんですけど、まずそれまでは、現状としてどうでしょうか。随時報告してもらうということに関して。

課長、教育長でもいいですよ。

教育長(辰己秀雄)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。辰己教育長。

教育長(辰己秀雄) 自席から失礼します。現在も生徒指導上の、特にいじめの事案については、その案件ごとに、その時その時の状況を学校の方から報告をいただいております。今、課長の答弁にもありましたように、中学校の方で1件、直近に起こった分については今、その報告書をいただきながら、学校長と協議し、解決に向けて取り組んでいるところでございます。以上です。

4番(福井保夫) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。福井議員。

4番(福井保夫) そういうことであればね、ましてや学校も、教育長が何個も見とるという状況ではないので、随時そういうところを踏まえてね、さっき言いました、病気で、がんじゃないですけど早期発見、早期治療。この問題も同じようなもので早期発見、早期解消。これが一番やと思うんです。そやから、その辺もひっくるめて随時報告、これをずっと続けていただきたいと思います。

このアプリは非常に良いことだと思います。先生も一人で抱え込まず、チームで対応、支援 していくということですので。今後ね、学校、教育委員会だけでなく地域からも、この狭い町 ですので、教育長におかれましては、区長会、防犯・防災協議会、交通安全協会、森田(裕康) 議員が会長してもらってます、今ね。民生児童委員の方にも、こういう「気付き見守りアプリ」 ということを開始するので、日頃でもやっぱりこういう、ちょっと子供たちがケンカしてたとか、ちょっとね、そういうことも随時教育委員会の方にね、報告してもらう。というようなことを教育長の方から、またいろんな会議でお願いしてみたらどうですか。

この狭い町で、やっぱり一番しやすいのは地域一体となり、いじめをなくし、子供たちを守ると。やりやすいあれやと思うんですよ。これが良さと思うんですよ、小さい町の。やはり教育長がね、学校をぎょうさん抱えて、隣の郡山市とかそういう所では行き渡らない部分もあると思うんで。その辺も踏まえてね、教育長にはちょっと、こういうものを始めるということで、また先生方にも、しっかりと指導と、地域一体となって子供たちを守るということをお願いしたいと思います。

教育長どうですか、一言。

教育長(辰己秀雄) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。辰己教育長。

教育長(辰己秀雄) 議員御指摘のところは、ごもっともでございますので、地域の、そのスケール メリットを有効に、支援をいただきながら即時、丁寧な対応をさせていただきたいと思います。

4番(福井保夫)はい。次、お願いします。

議長(淺野 勉) 次に、「こども食堂への支援について」、答弁を求めます。

子ども家庭推進室課長(藤岡征章)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。藤岡子ども家庭推進室課長。

(藤岡子ども家庭推進室課長 登壇)

子ども家庭推進室課長(藤岡征章) おはようございます。子ども家庭推進室 藤岡です。よろしく お願いします。それでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

安堵町には1か所、こども食堂がございます。平成30年1月に、子供たちが楽しく食事することで、生きる力や学ぶ力を大人たちが引き出していき、将来の可能性を広げていくことを目的として、地域のこども食堂を通じて、子供たちが社会性や思いやりを学ぶきっかけとなる

ことを望んで、安堵こども食堂が設立されました。

こども食堂が設立されまして、支援といたしましては、奈良県こども食堂開設・運営支援事業補助金や、奈良県中央善意銀行助成金補助金等を活用し、開設準備や運営支援を行ってきました。現在は、社会福祉協議会への、ボランティア団体助成金として支出している費用の一部が助成金として支出されております。また、食材に関しましてはフードバンクから随時提供を受けておるところでございます。

こども食堂の活動状況なんですけども、現在、毎月第2土曜日をモーニング、第3日曜日を ランチとして運営されております。直近の参加人数なんですけども、土曜日につきましては、 約15人、そのうち子供が3人から5人。日曜日につきましては、約40人、そのうち子供が 10人ぐらい。というふうに聞いております。

常時、お手伝いしていただいているスタッフさんは7名おるということを聞いております。 以上でございます。

4番(福井保夫) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。福井議員。

4番(福井保夫) こども食堂、安堵町の状況等よくわかりました。町からも社協を通じて支援しているということで。もっと人数、子供さんたちが行かれているのかなと思ったんですけども、まだまだちょっと少ないのかなと。今後ね、状況を見て、やはり増えればまた町としてもね、額を増やすとか、お願いしたいなという気がします。

やはり場所的に、狭い安堵町ですけど、1か所で、というと行きにくい部分もあるのかなと。 こういう、こども食堂的なことが各大字でね、できれば本当は一番、子供たちも行きやすいの かなという気もします。そういう雰囲気になればね、もっと状況、色々また変わると思います けども、随時、人数等心掛けていただいて、町としても支援をお願いしたいと思います。

橿原市が、出産や就学を機に周辺町村から転入する家族が多いということで、より一層、またそっちに集まるんちゃうかなという気もします。安堵町もやはり近隣の郡山、斑鳩町、教育に力を入れる王寺町、そっちの方にね、若い世代が行かないように、いろんな面で支援等をお願いしたいと思います。

これは終わります、これで。

議長(淺野勉)次に、「町の備品について」、答弁を求めます。

総合政策課長(富士青美)はい、議長。

議長(淺野勉)はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いいたします。福井議員の「町の備品について」の質問にお答えいたします。

大淀町では「おおよど こども未来プロジェクト」と題して、子供たちの生きる力を育み、輝かしい未来を共に作るため、さまざまな取組を行っておられます。その一環として令和7年度から新たに、こども園が開園することに伴い、二つの公立保育所が閉園となります。そこで、まだ使用可能な備品等について、SDGsの観点からも、これらを活用するために、株式会社メルカリと連携し、販売を開始されました。

本町の場合、備品の利用については、大抵は耐用年数を経過するまで使用し、つまり使用できる状態であれば長く使用し、かつ故障・修繕の必要が生じない限り新たに購入等をすることはございません。また、まだ使用可能な状態で不用品として処分する物はないため、現時点において備品等を再利用のために販売することは考えておりません。

安堵町総合計画では、循環型社会の推進として、基本施策ごとにSDGsの関連性を掲げ、各種事業に取り組んでおります。日頃から職員一人ひとりが備品等を大切に、長期間使用することも循環型社会の推進の一環の取組であり、そうした姿勢が町民の皆様に伝わって、関心を高めていただくことにつながると考えております。

以上です。

4番(福井保夫) はい、議長。

議長(淺野勉)はい。福井議員。

4番(福井保夫) 大淀町ではね、楽器か何かを、こども園か何かの。一緒になったので余ったからとか。今後もですね、各大字で使える物なら使ってもらうとかね。特別な物については、先ほどのメルカリなり、町内でも買う人がいるかもしれない。その状況に応じてね、無駄のないように行って欲しいと思います。町自ら模範となりね、循環型社会、SDGsに対する町民の関心を高めて欲しいなと思います。

今日、教育長もおられますし、やはり子供たち、教育の中でね、こういうことも色々、指導

というか、して欲しいなと私はちょっと思います。こういうこと、よそではね、ペットボトル に関しても、キャップに関しても、いろんな小学生がやったりしてます。やはり学校で、となれば、先生でやる気のある人がおれば、するでしょうが、そうでなかったら、あと2年で転勤 になるやろうと、そういう人がやっぱりリーダーシップを取ってしないと思うんですよ。やは りその辺をすべてまとめていただく教育委員会、そういうものでないと、なかなか進んで行かないなと私は思います。

教育長におかれましては、こういうことに関してもちょっとね、先生方にお願いして、安堵 町では、こういうこともさせたいんやと。子供たちに教えて欲しい。というようなこともひっ くるめてね、ちょっとお願いしたいと思います。

以上です。

議長(淺野 勉) 次に、「聴覚障害者等へのAI活用について」、答弁を求めます。

健康福祉推進室課長(井上育久)はい、議長。

議長(淺野勉)はい。井上健康福祉推進室課長。

(井上健康福祉推進室課長 登壇)

健康福祉推進室課長(井上育久) 福井議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の川西町につきましては、「行政デジタル化における地域住民の利便性の向上に関する連携協定」を企業と締結され、役場内のデジタル化を推進することで、住民サービスの課題の一つとして、窓口や訪問先での高齢による難聴者や聴覚障害者の方との会話で、もっと円滑に意思疎通を行う方策を検討するため、利用方法の調査・実証を通じて問題解決に向けた取組を行う提携協定がなされました。

また、集音器付きの「軟骨伝導式イヤホン」は、軟骨伝導の仕組みを奈良県立医科大学の細井学長が2004年に世界で初めて発見され、令和4年10月に世界初として発表され、現在、橿原市や宇陀市等の自治体や金融機関へと試験導入等をされております。

現在、安堵町において聴覚障害者の手帳をお持ちの方は、2級で6名、3級で3名、4級で16名、6級で9名、計34名の方がおられます。福祉保健センターの窓口に来られた聴覚障害をお持ちの方は補聴器を利用されておりますが、聞き取りにくい等があった場合は筆談により対応をしている状況でございます。

今後、AI等を利用した行政デジタル化や、軟骨伝導式イヤホンの試験的導入につきまして

は、各部署と共に検討してまいりたいと考えております。 以上でございます。

4番(福井保夫) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。福井議員。

4番(福井保夫) 今、試験的ということですね。試験的なら、業者なりに行って「安堵町でも、しますよ」というようなことも、やってもいいのかなという気もします。川西町は、ちょっと進んでいってるのかなという感じですか?

人数も、安堵町では障害を持っておられる方とか、すぐわかると思いますし、その人に応じた対応等も皆さん、職員の人は心得られとると思うんですよ。そやからね、今後も、どんな便利な物より、現状では障害のある人に心を込めて優しい対応をね、お願いしたいと思います。

井上課長自ら、保健センターでは頑張ってください。

以上で、私の質問を終わります。

議長(淺野 勉) これで福井議員の一般質問を終わります。

議長(淺野 勉) 次に、2番 近藤議員の一般質問を許します。

2番(近藤晃一) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。近藤議員。

(近藤議員 登壇)

2番(近藤晃一) 議席番号2番 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、6月2日に大雨があった訳ですけれども、その件に関して少し伺います。

まず一つ目でございます。「自主防災組織との連携について」、お伺いします。すでに立ち上がっています自主防災組織に対して、6月2日にどのような協力依頼や防災組織の行動に関して、どのように把握されているのか。そして、各大字における共助としての役割があるが、

これらにつきまして、災害時における町との連携は自主防災組織が担うのか、あるいは大字区 長を中心とした役員会が担うのか、この辺が非常に曖昧にならないか。この辺についてお伺い いたします。

それから二つ目です。「降雨時における河川・ため池管理について」、お伺いします。降雨時に、事業部からは河川の灌漑用ダムの倒伏依頼があります。ため池や水路についての指示はございません。特に、岡崎地区における新池の場合は、農業用ため池の機能と洪水対策の、二つの機能を持った池でありますので、その運用についてのマニュアルは作成されて、地域に示されているのかどうか。これについてお伺いします。

三つ目です。「エルラドの聞こえる範囲外への対応について」、お伺いします。広域広報システムは現在、役場庁舎からの放送だけであり、一部地域では聞きにくい場所もあります。本装置は災害時の情報伝達のためのものであり、聞こえにくい地域に対しては何らかの対応をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

議長(淺野 勉) はじめに、「1. 自主防災組織との連携について」、答弁を求めます。

危機管理室課長(吉田裕一)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田危機管理室課長。

(吉田危機管理室課長 登壇)

危機管理室課長(吉田裕一) 危機管理室の吉田でございます。よろしくお願いいたします。それでは一つ目、近藤議員の「1. 自主防災組織との連携について」、お答えいたします。

自主防災組織は、平成7年に起きた阪神淡路大震災を契機に、防災活動における自助、共助を基本とし、災害発生時に地域住民が連携して情報の収集・伝達、また住民の避難誘導等の、 自らの安全は自らの手で守るため、防災活動を行う組織でございます。

台風第2号の影響のありました6月2日におきましては、笠目防災会が自主避難場所の開設や、管轄地域の被災状況の調査を行い町に報告する等の協力がありましたが、町から各地域の自主防災組織に対して何らかの協力要請をしたものではありませんでした。

これにつきましては、笠目防災会が自主的に防災活動していただいたものでしたが、町が各地域の自主防災組織に対して、災害時にどのような防災活動を依頼し、行っていただくのか、町と連携を取る主体は自主防災組織が担うのか、また大字区長が担うのか。といったさまざま

な内容につきましては、明確に構築されていないのが現状でございます。

このため、各地区組織が行うものとして、避難者の誘導や自主避難所の開設等、明確な活動 内容の取り決めや、町との連絡体制を密にする等の協力体制を構築する必要があると考えてお ります。

議員仰せのとおり、災害時における町と自主防災組織、大字区長との役割を明確にするためにも、災害時に各地区組織が行う具体的な防災活動内容や連絡体制を検討いたします。具体的には、自主防災組織連絡協議会と協力しながら、意見等を反映した指針的なマニュアル等を作成し、円滑な防災活動を実行することを目指した、町と自主防災組織の関係性を構築したいと考えております。

以上でございます。

2番(近藤晃一) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。近藤議員。

2番 (近藤晃一) 今、答弁いただきましたように、自主防災組織に対して何を期待して、そして町とどのように連携するのかということは、今現状では構築されていないということで、今後は町との連携、あるいは区長会との、組織との連携強化のために連絡体制、あるいは指針的なマニュアルを作ると。こういう答弁でございます。

素直に、できていない所を認めていただいて、今後の対応について答弁いただいた訳ですけれども、ちょっと振り返って、先ほど言いましたように6月の対応を振り返ってみたいのですけれども、まず、今年の2月に安堵町の自主防災組織の連絡協議会が発足されて、その中の資料で、この時点で七つの自主防災組織が結成された。そして六つの自治会が未結成であると。こういう資料が出ております。目標とするその数、7個ができて6個がまだということですから、13を目標とされているということですから、七つできておるわけですから5割を超える自主防災組織ができていると。

こういう状況の中で6月2日に大雨が降った訳ですけれども、その雨に対して、大和川へ流 入する岡崎川の樋門が閉まった。そして避難指示が出されたという状況になった訳でございま す。その時に、自主防災組織に対して何らアプローチもされてない、そして広報車も出ていな いという状況ですけども、まさに先ほどおっしゃったように、そういう仕組みができていなか ったということに尽きるんだと思いますけども、もう一度その辺について、なぜそうなったか をお伺いいたします。 危機管理室課長(吉田裕一)はい、議長。

議長(淺野勉)はい。吉田課長。

危機管理室課長(吉田裕一) 自席より失礼いたします。6月2日から3日にかけて、台風2号の影響、梅雨前線を刺激してあの大雨に至った訳でございます。自主防災組織の方々に対しましては日頃の防災講習等、その辺で皆さんに周知をさせていただいているところでございますが、それも具体的なものではなくて、こういったことをしていって欲しいということは申し上げていたところでございます。

ただ、具体的なものを示した、というものを作ってはなかったので、中には混乱された地域 もあったかもございません。その辺を反省点として今後、先ほどの答弁にもありましたように、 マニュアル等を作成しながら、皆さんが同じような行動ができるような指針を示していけたら いいかなと考えております。

大事な情報に関しましては、大字区長にはお知らせは、させていただいているところでございます。また、エリアメールを軸に、情報伝達をさせていただいたのですが、それもすべて、 先ほども議員の方からありましたように、広報車まで手が回らなくて、回っていないのが現状でございます。

それらのことも今後、教訓にさせていただいて、今回は大きな災害、犠牲等はなかったので よかったのですが、それは結果としてなので、もしかのこともありますので、そこは今後は、 できるように体制の方を考えながら、今後の防災活動に生かしていきたいと考えております。 以上でございます。

2番(近藤晃一) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。近藤議員。

2番 (近藤晃一) まさに吉田課長がおっしゃったように、一言で言いますと、仕組みができていなかった。ということに尽きると思います。個々の、立ち上げていただいた自主防災組織、この自主防災組織が何をすべきかということを明確に定める。

そして、その組織を今度は効果的に組み合わせる仕組み作りですね、いくら防災組織が立ち上がっても、その組織をどう動かすのか、そして役場が、担当課が何をするのか、というところが明確になっていないと、これは効果的に動きませんし、僕が一番最初の、議員になって最初の質問の時にも言わせていただきましたけれども、いわゆる混乱する時には、しっかりとし

た体制と仕組みがなかったら絶対に動きませんので、それをしっかりと構築していただきたい というのが、まず本日お願いしたいところです。

余談になりますけども私、阪神淡路大震災の時に、ちょうど消防団でしたので、岡崎の地区の第3分団、これ全員で、落ち着いたころに淡路島に支援も兼ねて視察に行かせていただきました。その時に、お話の中で、淡路島は当日の行方不明者はゼロであったというふうに説明をいただきました。そういう仕組み、そしてそういう取組がなされていたのだなというふうに感じた訳でございます。

こういう形で、しっかりと、今回の吉田課長の言葉にもありましたように、今回のことをしっかりと振り返って、そしてその教訓を生かして、今後の災害の対策に備えていただきたいということで、そして安堵町の生命、財産、安全、安心を守っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、このマニュアル作りをやります。ということをおっしゃっていただきましたけども、いつまでに作るのか、その辺だけをちょっとしっかりと、ここでお願いできたらと思います。

危機管理室課長(吉田裕一)はい、議長。

議長(淺野勉)はい。吉田課長。

危機管理室課長(吉田裕一) 只今、まだ出水期でございます。10月まで台風シーズンがございます。すぐにできるかというのが、ちょっとすぐにお返事はできませんけども、来年以降の出水期までには何とか、整備していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

2番(近藤晃一) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。近藤議員。

2番 (近藤晃一) 来年の出水期ということですが、1年以上ある訳ですので、災害は明日にも起こるかもわかりません。これはもう極力早く、1年をかけて作るというものではなく、本当に早く出していただきたい。もう1か月2か月のうちにでも出していただけたらありがたいなというふうに思いますので、その辺は、よろしくお願いしたいと思います。

まだ、これから体制、役場内の関係もあるかと思いますので、とりあえずここでは連絡体制、 そしてマニュアル作りをやりますと。そしてそれらを効果的に組み合わせる仕組みを作ってい きますということをお約束いただきましたので、それらをなるべく早く作っていただきたいということを申し上げまして、この質問については終了させていただきます。

議長(淺野 勉) 次に、「2. 降雨時における河川・ため池管理について」、答弁を求めます。

事業課長(池田佳永)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。池田事業課長。

(池田事業課長 登壇)

事業課長(池田佳永) 改めまして、おはようございます。事業課の池田でございます。よろしくお願いいたします。それでは近藤議員の「2.降雨時における河川・ため池管理について」の御質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、ため池には、農業用水の確保や降雨時の雨水を一時的にためる目的がございます。議員お尋ねの、降雨時におけるため池や農業用水路の管理のための運用マニュアルは作成しておりませんが、従前より農業委員より指示を受け、農業委員会事務局として台風等の影響により大雨が予想される場合には、あらかじめ各大字の水利組合の代表の方に、空が明るい時間帯等の危険が少ないと思われる時に、ため池の水門の管理や用水路のゲートの開放等を確認していただくよう電話にて連絡させてもらい、お願いをしているところでございます。

今後も引き続き、対応してまいりたいと考えております。 以上でございます。

2番(近藤晃一) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。近藤議員。

2番 (近藤晃一) 農業用ため池については、まだそういう決めはないということですけれども今、 農業ため池については事前に、本当に農業のため池だけの所に関しては、天気予報を見て雨が 降りそうやから水を抜いて、洪水に備えてください。こういうことは言えないと思うんです。 ただ、先ほど質問の中で申し上げましたように、岡崎の地区には農業用の用水のための池の機 能と、そして災害時のための機能、この二つの機能を持った池がございます。それについての 運用についてお尋ねした訳ですけれども、これについてマニュアルを作るというような考えは あるんですか。

事業課長(池田佳永)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。池田課長。

事業課長(池田佳永) 自席にて失礼いたします。お尋ねの、水利の管理マニュアルですね、につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、各ため池には「利水」と「治水」という両面の機能を持っている所も多くございます。治水の観点からですね、降水時のため池の水量の調節や、降雨までの用水路のゲートの開閉等の作業の確認をしていただくためのチェックシートと言いますか、こちらから台風前の御連絡をさせていただきますと。チェックシートによりその対応行動の確認をしてください。というような物を作成させていただきまして、水利組合の代表者の方へ依頼させていただきたいなと考えております。

また、以前から農業委員会でも「田んぼダム」としてですね、水田の水を流すのではなく、 一時的にためていただいて、貯留し、治水に協力するよう呼び掛けていただいております。水 利組合にもチェックシートの作成ですね、の依頼と同時に、また同じように呼び掛けて、田ん ぼダムも協力していただけたらと考えております。

以上でございます。

2番(近藤晃一) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。近藤議員。

2番 (近藤晃一) 水利組合ということですけれども、水利組合もやっぱり2年で役員が、任期で代わっていかれる所が多いように思います。長くても4年、2期されたらええとこやと思うんですけども、その場合、やはりなかなか情報というものが伝わっていきませんので、やはり文書で書いたものを残して、そして次の人に引き継いでいくという、こういう手順をしっかり踏んでいただくのが必要かなと思われます。

日常的には、こういうふうな手順で、こういうことをして欲しい。そして災害時には、こういうことをして欲しい。ということを時系列的に、項目別に書いて、そして誰が見てもわかるようにしていただけたら非常にありがたいなというふうに思いますので、その辺の作成につきましては是非お願いしたいところです。

チェックシートですけども、いつ頃を目途に作成される予定でしょうか。

事業課長(池田佳永)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。池田課長。

事業課長(池田佳永) 常々、電話ですね、連絡させてもらっておりました。その内容を文書化する だけでございますので、早急に作成し、皆さん、各水利組合の代表の方にですね、お配りさせ てもらえたらなと思っております。

台風シーズンも近いということもございますので、早急に作成し、配布させていただけたらと思っております。

以上です。

2番(近藤晃一) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。近藤議員。

2番 (近藤晃一) 本当に、早急にお願いいたします。そういうものをもって、やはり町だけがやる のではなしに、そういうものを大字に、自治会に下ろすことによって自治会の防災意識、それ をやらなあかん。という意識も高まると思いますので、是非ともそれは作っていただいて、そ して共有していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきましては、これで終わらせていただきます。

議長(淺野 勉) 次に、「3. エルラドの聞こえる範囲外への対応について」、答弁を求めます。

危機管理室課長(吉田裕一)はい、議長。

議長(淺野勉)はい。吉田危機管理室課長。

(吉田危機管理室課長 登壇)

危機管理室課長(吉田裕一) 危機管理室の吉田でございます。「3. エルラドの聞こえる範囲外への対応について」、御質問にお答えいたします。

安堵町では、情報伝達手段の一つとして「緊急速報メール」または「エリアメール」そのほか「えーまち安堵安心メール」を導入いたしまして、町から住民に対して、避難指示等の他、 地域情報として町のイベント等を発信しています。

また、メール以外の情報伝達手段といたしまして2015年(平成27年)から、防災情報等を町内全域に伝達するためのスピーカーシステムといたしまして、町内全域放送装置(エルラド)を導入いたしました。このスピーカーは2キロメートル先まで音声が飛ぶもので、安堵町の面積4.31平方キロメートルを概ねカバーするものとなっております。

平常時は地域情報としての、町のイベント案内や、昼12時と夕方6時並びに夜9時にメロディを流して町内に情報を伝達しておりますが、音は空気を通して伝わりますので、その日の天候や風の影響により、議員仰せのとおり聞こえにくい地域や場所があることは聞き及んでおります。

また、「えーまち安堵安心メール」は登録制となっているため、未登録者には情報を伝達できません。従いまして、住民の方に複合的に伝達するため、エルラドの防災情報が聞こえにくい地域や場所につきましては、広報車で巡回し、車載スピーカーにより伝達しているところでございます。

今後も的確に情報を伝達するため、安堵町防災計画に基づき、緊急速報メール(エリアメール)や、町ホームページ、自治会組織による伝達、広報車による伝達等の情報伝達手段を利用して対応するものとしております。

以上でございます。

2番(近藤晃一) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。近藤議員。

2番 (近藤晃一) 今現在で、聞こえにくい地域として把握されている地区は、どこですか。教えて いただきたい。

危機管理室課長(吉田裕一)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田課長。

危機管理室課長(吉田裕一) 自席より失礼いたします。エルラドに関しましては、やはり先ほども 申したように、天候や風の影響により聞きにくい地域がございます。また、建物のかげ等にな って聞こえにくい地域もございます。危機管理室におきましては、やはり役場から遠い地域で すね、小泉苑、あつみ台等、ちょっと遠い地域になりますので、少し聞こえにくいというのは 聞き及んでおります。

また、窪田地区に関しましても、西名阪道の施設によって少し届きにくい所もございます。 また今回、大きな倉庫が開発地区で設立されましたので、そこの地域の状況も分析しながら、 聞こえにくい地域をさらに分析をしていきたいと思っております。

町から少し離れた所に関しましては、風向き等で聞こえにくい状況になっていることが現状でございます。

以上でございます。

2番(近藤晃一) はい、議長。

議長(淺野勉)はい。近藤議員。

2番 (近藤晃一) おっしゃるように、本当に今、物流倉庫ができて、非常に高い建物ができた。そ ういうことの影響もあると思います。

また、風向きでありますとか、あるいは距離の問題。いろんな問題があると思いますけれども、やっぱり町としましては、常に現状の聞こえにくい所をしっかりと把握していただくということが、これはもう、それに努めていただきたい。そうすることによって、聞こえにくい所に対して、広報車を回して、そしてそれをカバーすることができるということになりますので。

まずは現状把握を第一にお願いしたいというところでございますし、先ほどの質問でも申し上げましたように、やはりしっかりとした仕組みがないと前回、6月のように、避難指示が出ていても、広報車が出せなかった。というようなことにもなり兼ねませんので、やはりその辺につきましても、しっかりと、聞こえない所に対してカバーできるような体制づくりは、しっかりとお願いしたいということで、これにつきましては、しっかりと現状を把握して、そしてそれに対してカバーできるような対応策を打っていただくと。それをお約束していただくということに尽きると思いますので、そのことについてよろしくお願いして、質問については終了させていただきます。

以上でございます。

議長(淺野 勉) これで近藤議員の一般質問を終わります。

只今、10時55分です。11時05分まで暫時休憩を取ります。

休 憩 (午前10時55分) 再 開 (午前11時05分)

議長(淺野 勉) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、8番 増井議員の一般質問を許します。

8番(増井敬史) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。増井議員。

(増井議員 登壇)

8番 (増井敬史) 議席番号8番 増井敬史でございます。一般質問をお許しいただきましてありが とうございます。今回は2項目につきまして質問させていただきます。

1番目、「コロナワクチン予防接種による副反応や後遺症患者の実態把握について」、お伺いします。コロナワクチン接種による副反応や後遺症による健康被害の発生状況について、安堵町ではこれまでに予防接種後遺症被害者救済制度に何件申請されているのでしょうか。また、問い合わせ件数は何件あったのかお伺いします。

2番目、「住民の防災意識の高揚について」。住民の防災意識を高めるためには、防災講演 会の開催や講習会を実施することが重要であると考えています。今年度の実施についてどのよ うに計画されているのかお伺いします。

以上です。

議長(淺野 勉) はじめに、「1. コロナワクチン予防接種による副反応や後遺症患者の実態把握 について」、答弁を求めます。 健康福祉推進室課長(井上育久)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。井上健康福祉推進室課長。

(井上健康福祉推進室課長 登壇)

健康福祉推進室課長(井上育久) 健康福祉推進室の井上でございます。よろしくお願いいたします。 増井議員の御質問にお答えいたします。

安堵町において、コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度への申請が1件ございました。その他の問い合わせが1件、合計2件、問い合わせの件数がございました。 以上でございます。

8番(増井敬史) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。増井議員。

8番(増井敬史) 安堵町におきましては、先の6月議会におきまして、皆様の御協力の下、国に意見書を2件、提出させていただきまして、健康被害救済制度の周知を国にも要望したところでございます。そこまでの制度について御存知ない方や、コロナ予防接種による副反応ということの自覚のない方、後遺症患者の方が、まだまだおられるのではないかと考えております。

全国におきましては、新型コロナワクチン接種による健康被害救済制度の審査状況ですが、 7月中旬時点で、申請受理が8,138件、うち認定が3,362件、未着手が4,229件 となっております。

7月24日には、新型コロナワクチン後遺症患者の会が、厚生労働省で記者会見を開催して、 申請処理の促進等の、現状の改善を求めておられます。

奈良市におきましては、これまでコロナワクチン接種による健康被害や予防接種健康被害救済制度に関する問い合わせが72件で、予防接種健康被害救済制度の申請件数が30件あったということをお伺いしております。

各市町村での対応が異なっているようですが、安堵町におきましては、健康福祉推進室で、 しっかり対応していただいているというふうにお伺いしております。引き続き、当事者の方の 立場に立って今後とも対応していただくよう、よろしくお願いしたいと思います。

また今後は、予防接種の方も進んでおるようですが、その際にも、健康被害救済制度の件も 記載していただいて、周知を図っていただくようにお願いしたいと思います。 この件につきましては、以上です。

議長(淺野 勉) 次に、「2. 住民の防災意識の高揚について」、答弁を求めます。

危機管理室課長(吉田裕一)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田危機管理室課長。

(吉田危機管理室課長 登壇)

危機管理室課長(吉田裕一) 危機管理室の吉田でございます。よろしくお願いいたします。増井議員の「2.住民の防災意識の高揚について」の御質問について、お答えいたします。

防災意識の高揚につきましては、自主防災組織等、住民の方々の知識向上において重要であると考えております。このため、時期は未定でございますが、自主防災組織や消防団、区長、日赤等の各種団体を対象といたしました防災講習会の実施を検討しているところでございます。 以上でございます。

8番(増井敬史) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。増井議員。

8番(増井敬史) 9月1日がですね、関東大震災から100年経過して、9月も防災週間や防災月間となっておりまして、NHKをはじめ、テレビなんかでも関東大震災当時の放送がされておって、大変、今の時期が防災に関して、関心が高まっている時期ではないかと思っております。 安堵町におきましては、今年のですね、2月の16日に安堵町自主防災組織連絡協議会が、発足式がありまして、5月23日に総会で役員が決められております。

そして、令和5年度のですね、住民の方に対する防災・減災の啓蒙活動について、2月に「防災フェスタ」が開催されて、講演会が開催されたりしましたけども、それ以降につきましては、令和5年度につきましては、取り立てて啓蒙活動がされているというふうには、認識しておりません。

南海トラフ大地震につきましては、今後30年以内に発生確率が70%から80%であるということですので、地震災害の少ない奈良県でも、発生すれば震度7以上の災害が起こると予想されています。

防災・減災で一番重要なのは、自分の命は自分で守るということと、隣近所の助け合い、共助ということかと考えております。一番の問題は、災害は当分起こらないので自分だけは大丈夫であるという、正常化バイアスということが働くことだと言われており、一番問題であると考えています。大災害が、いつ起こるのかわからないので、実際起こった時に、生命財産を守るのは日頃の防災教育であり、訓練であると私は考えております。

とりあえず計画的に、町民の方に対して防災教育というか、講演会はじめ訓練等も企画して いただいて、防災意識を高めていただきたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

議長(淺野 勉) これで増井議員の一般質問を終わります。

議長(淺野 勉) 続いて、3番 森田裕康議員の一般質問を許します。

3番(森田裕康) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。森田裕康議員。

(森田議員 登壇)

3番(森田裕康) 3番 森田裕康です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

「「こども110番の家」の現状について」。「こども110番の家」の旗を立てた家を見ることが少なくなりました。「こども110番の家」の施策は継続しているのか否か伺います。

議長(淺野 勉) 「「こども110番の家」の現状について」、答弁を求めます。

教育推進課長(吉田彰宏) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田教育推進課長。

(吉田教育推進課長 登壇)

教育推進課長(吉田彰宏) 教育推進課の吉田です。よろしくお願いします。それでは森田議員の御 質問にお答えいたします。

「こども110番の家」の事業につきましては、不審者等による子供の被害等を未然に防ぐために、家庭や店舗に、子供たちに危機が迫った時に逃げ込める家の目印となる「こども110番の家」の旗を設置し、子供たちの安全を確保することを目的とされております。

過去の経緯を確認いたしますと、平成13年頃に小学校のPTAから設置の要望があり、旗を作成し、小学校ではPTAが保護者に設置依頼の文書を配布し、設置に協力していただく家と店舗を募集し、また各区長、社会教育委員、そして青少年健全育成協議会の委員の方々にも周知を依頼し、今現在117軒の家及び店舗に設置されており、事業は継続されております。以上でございます。

3番(森田裕康) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。森田裕康議員。

3番(森田裕康) 名簿に現在117軒、登録されているということをお聞きしましたが、更新、要するに平成13年ですから、20年以上たっています。更新状況について教えていただきたいと思います。

教育推進課長(吉田彰宏)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田課長。

教育推進課長(吉田彰宏) 自席より失礼いたします。名簿につきましては平成13年当初から、旗設置に承認いただいた方が登録されておりますが、平成27年に、旗がどうなっているかという、現状把握ということで平成27年に1回出しております。

それ以後の名簿につきましては更新されておりませんので、早急に名簿に登録されている 方々に通知を送付し、意向調査を行いまして、名簿を再度更新したいと考えております。 以上です。

3番(森田裕康) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。森田裕康議員。

3番(森田裕康) この「こども110番の家」の事業ですが、平成9年に生駒市で始まってですね、 現在も生駒市や橿原市等では、ホームページによってですね、協力していただける家を募って おります。

これから、安堵町でもホームページや広報紙を使ってですね、協力依頼と、こういう施策をしていますよ、という周知ができないものか、否か、伺います。

教育推進課長(吉田彰宏)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田課長。

教育推進課長(吉田彰宏) 安堵町の町民に対しまして、ホームページに事業の概要等を掲載することは、広報活動として有効な手段と考えておりますので、ホームページについては早急に対応し、また広報紙につきましても、広報担当課と協議して、枠を設けていただき周知していきたいと考えております。

以上です。

3番(森田裕康) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。森田裕康議員。

3番(森田裕康) その、平成27ぐらいに更新したと。この時にですね、旗が古いからと言って100本、作り替えてるんです。これ私、駐在所勤務の時に、当時カルチャーセンターに教育委員会があったと思いますけども、そこで聞いておりまして「私も協力しようか」と、申し出たんですけども、「教育委員会でさせていただきます」ということでした。

その後の交換の進捗状況等について、お答えお願いします。

教育推進課長(吉田彰宏)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田課長。

教育推進課長(吉田彰宏) 過去の経緯ですけれども、旗設置の名簿等を確認しましたところ、事業 実施開始の平成13年頃に、まずはじめに旗を100本作製いたしました。在庫が平成26年 当時頃に、なくなりまして、追加で100本を作成しております。 今現在117軒が登録されており、200本のうち117本が設置していただいており、残り83本が在庫となっております。

以上です。

3番(森田裕康) はい。

議長(淺野 勉) はい。森田裕康議員。

3番(森田裕康) 現在、要するに83本残っているということは、わかりました。この施策もですね、平成13年からですので、だいぶたっております。この施策を企画し、実行するのは職務として当然ですが、20年以上たっていると担当者が異動したりして、継続することが困難と考えられます。しかし、この20年間ですね、この事業が継続されていることに対しまして安堵しております。

児童生徒の見守り活動は、登下校だけではなく、普段から子供に安心感を与えることが必要 と思います。中学生の下校対策、つまりクラブ活動後の自転車下校も、生徒・保護者に安心感 を与えます。これは教育長の方で、やはりリーダーシップを発揮していただいてですね、もっ ともっと安心感を与えて欲しいと思います。

また「こども110番の家」の旗設置をホームページや広報紙で積極的に募っていただくことをですね、私、期待してこの質問を終わります。

以上です。

議長(淺野 勉) これで森田裕康議員の一般質問を終わります。

議長(淺野 勉) 次に、1番 松田議員の一般質問を許します。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

(松田議員 登壇)

1番(松田 勝) 議席番号1番 松田勝でございます。本日は2点の一般質問をさせていただくことになっております。

まず一つ目ですけれども、「投票率向上における各自治体の課題と取り組み状況について」。 最近、各自治体では投票率の低下に歯止めがかからない状況となっております。安堵町では令 和元年7月の参議院選挙時から、投票所を8か所から5か所に減となりましたが、その前後の 投票率の推移について説明をお願いします。また、投票率を上げるための施策をどのように考 えておられるのかを伺います。

2点目、「安堵町での健康づくり推進のためのポイント制度導入について」。令和3年12 月定例会に提案したポイント制度導入については、食育推進計画策定の際、提案をし、委員の 方々に議論をして頂くことになっていましたが、約2年が経過している状況であることから、 その後の経緯について伺います。

以上2点です。

議長(淺野 勉) はじめに、「1.投票率向上における各自治体の課題と取り組み状況について」、 答弁を求めます。

総合政策課長(富士青美)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 総合政策課 富士です。松田議員の「1. 投票率向上における各自治体の課題と取り組み状況について」の御質問にお答えさせていただきます。

まず、本町の投票所についてですが、本町においては令和元年度までの約30年間、8か所に投票所を設けておりましたが、投票区ごとの有権者数等のバランスや、一部の投票所では玄関と室内の段差や、施設が手狭で駐車場の確保ができない事情があることから、現在の5か所の投票所に見直しをいたしました。

その前後における投票率の推移についてですが、見直し前の平成28年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙の投票率は59.36%、見直し後の令和元年7月21日執行の同選挙の投票率は46.05%で、13.31%減少しましたが、令和4年7月10日執行の同選挙の投票率は56.84%と、10.79%増加し、見直し前の投票率にある程度近くなっていると見受けられます。

現行の選挙制度は、当日投票を基本としており、「一人一票」、「自書式投票」、「投票所で」の投票が大原則とされています。

まずは投票していただくよう地道に啓発してまいりたいと考えております。以上です。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) 只今の説明で、8か所から5か所に減となったということによって、端的に投票 率がダウンしたとは言いにくいかもしれませんけれども、1回目やった時には相当落ちてると いうことを考えれば、若干の影響があったかもしれないという程度だとは思います。

ただですね、答弁の中に、今後どうして投票率を上げるかという具体的なね、提示がなかったんですけれども、いろんな自治体での取組を若干紹介しますと、例えば青森県の平川市ではですね、どの選挙区の有権者でも投票できる共通投票所というのをですね、大手ショッピングセンターに設置をして投票率アップに成功していると。また、福井県の福井市ですけれども、これも商業施設や大学に期日前投票を設置してですね、若年層の投票率アップにつなげているというような話もございます。

ただ、残念なことにですね、安堵町におきましては、大型ショッピングセンターとか、いろんな商業施設、町民が全部集まるような施設がなかなかございませんから、なかなかこれ、該当しにくいなと。特に、色々調べると、お金と人がちょっと掛かるんですよ。というのは、ここは目的が「投票率アップ」。お金は要っても投票率アップを元々、目指している所でしたので、そういう所ではお金と人を使ってでも。という対応をされているんですけども、なかなか安堵としてはね、そういう対応もしにくいだろうということもあります。

ということで、続いて例を挙げますと、埼玉県の熊谷市ですけれども、小中学生が保護者と一緒に投票に行くと、抽選で景品が当たるというようなキャンペーンをやっておられます。以前、すでにやっておられまして、ただ、ちょっと調べて残念なことに、それが投票率向上につながったかどうかというところまでは、ちょっとまだ調べきってないんですが、なかなか、そういう表現までしている所は、なかなかないんですけれども、いわゆる、こういうキャンペーンをやることによって投票率アップを図っていこう。というようなことがあります。子供というのは従来、中に入れなかったということがあるのですが、平成28年でしたかね、公職選挙法が改正されて、小学校中学校の児童生徒は入場が親と一緒にできるということになったのをきっかけに、こういう、どうもキャンペーンが考えられたということがあります。

ですから、安堵町におきましてもですね、こういった、いろんな施策を考えた上で、投票率アップを図るということも大事になってくるかと思いますけども、この辺いかがでしょうか。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。富士課長。

総合政策課長(富士青美) 自席より失礼いたします。只今、松田議員がおっしゃったように、他の 自治体におきましては、いろんな対策をなさっているというようでございます。本町におきま しては、松田議員もおっしゃるように、そういう商業施設、皆さんが集まっていただけるよう な施設がございませんので、それは真似ることはできません。

本町におきましては、選挙執行時は毎回、広報紙、安堵安心メール、LRAD、広報車を使って「大切な一票です。投票しましょう」と呼び掛けております。投票の啓発は今後も、その都度行い、選挙執行のお知らせについては住民目線に立って、よりわかりやすい形で工夫をしてまいりたいと考えております。

さまざまな事情がある方がおられますが、病院や老人ホーム等に入院・入所中の方は、その 登録された施設で、また長期に渡る出張や旅行等で不在にされる方は、滞在先の市町村の選挙 管理委員会で、また身体に重度の障害があり、投票所に行けない方は、郵便等による投票も可 能でございます。

ただ、本町の選挙についてのお知らせは、確かにわかり辛い文章を書き連ねた形になっておりますので、よりわかりやすく、皆さん多くの方が投票できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) 今、説明を受けた内容はね、当然、町としてやるべき課題というか、絶対にやらなければならない最低限の、私は仕事だというふうに受け止めてるんですね、今、説明された内容は。ですからそれは、どの町でも最低これは、やらなあかんよと。しかしながら、私が提案しているのは、それ以上のプラスの施策が必要ではないか、ということを話させていただいております。先ほど例に挙げたのは、熊谷市の、いわゆるキャンペーン。そういったものをね、

やることによって、人を集めることが可能ではないのかな、というふうに思うのですけれど、 その辺、考え方は、いかがでしょうか。

総合政策課長(富士青美)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。富士課長。

総合政策課長(富士青美) 今、松田議員が色々とお調べになって把握されていることは、市の、つまり人口が多い自治体の例だと思います。安堵町は、有権者数は6,000人ちょっとです。 その方々が一堂に集まれるような施設というのは、先ほども申し上げたように、なかなかございません。できるだけ投票率を上げるよう工夫は、してまいりたいと考えております。 以上です。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) 先ほども言いましたように、商業施設での投票というのは先ほどもね、安堵にそぐわないという話をさせていただいているので、それは今回、除外しておけばいいかと思うんですが、それぞれ、各市ですから、先ほど言った熊谷市なんて言うのは、小中学生だけで1万4,000人おられるような大きな市ですからね、それは安堵町と比べてどうのこうの、ということではないですけれども、規模は小さくなったとしても、小中学生は、まだまだおられますから、そういった方と一緒に選挙に来た時に、その抽選でね、景品が当たるとか、という楽しみがあればですね、親の方も子供を連れて行こうかというようなね、考え方にもなる可能性があるんですよ。可能性をね、やっぱり求めていかないと、先ほどの説明だけではですね、なんか可能性があまり見受けられないというふうに思うんですよ。

いかがですか。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。富士課長。

総合政策課長(富士青美) 今、子供さんは抽選があったら、その楽しみを持って投票に行かれて、

投票率アップにつながるのではないか。という御意見を頂戴いたしましたが、その効果、どれだけの効果があったか、というところも検証しながら、本町においてできることをまた考えるのも有りかと思います。

以上です。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) 例えば、熊谷市の結果をまた調べていただいたらわかるかと思うんですけれども、 それ以外にもいろんなね、施策を打って、要は投票率をどうして上げるのかと。要は人もあま り使わずに、金も少なめにという考え方に立った上で何をするか、というところ。金も人も何 ぼでも使えるんやというのであれば、いろんな施策は当然打てますけども、そういうことも含 めてですね、今後やっぱり検討していただきたいというふうに思います。

あと、先ほど宣伝活動の話がありましたけれども、とにかくいろんな所で、その投票所で代筆をするという制度があります。安堵町でも代筆は可能になっていると思うのですけれども、そういった援助が必要な方の対応というのは、どのようになってますでしょうか。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。富士課長。

総合政策課長(富士青美) 投票活動の援助でしょうか。

1番(松田 勝) もうちょっと説明します。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) 先ほど、一つ例を挙げましたけども、投票所へ行って、代筆を依頼すれば代筆ができるとか、例えば、車いすの人が行きたくても来れない場合に、町としてどういう施策を取っているのかと。要は、いろんな条件の人が投票所に足を運べるようにね、いろんな施策を多分打たれているとは思うのですけれども、その施策について説明をお願いします。

総合政策課長(富士青美)はい、議長。

議長(淺野勉)はい。富士課長。

総合政策課長(富士青美) 例えば、病院や老人ホーム等に入所されている方々につきましては、奈良県選挙管理委員会から、不在者投票を行うことができる施設として指定を受けている施設であれば、そこで不在者投票をしていただくことができます。

そしてまた、長期に渡っての出張や旅行等でお住いの所から離れられる方は、滞在先の市区 町村の選挙管理委員会で投票もしていただくことができます。

そしてまた、身体に重度の障害がある方、例えば、介護保険被保険者、要介護状態の、要介護5の方ですね。とか、そういう重度の身体障害あるいは重度の要介護の方々で投票所へ行けない場合は、郵便投票をしていただくことができます。

その手続きについては、選挙管理委員会の方にお聞きいただけたらと思います。 以上です。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) いろんな説明をいただきましてありがとうございます。特にね、今おっしゃったことが全住民にね、伝わってるかどうか、というところもありますから、当然、選挙前の広報の中で、いろんな条件の方、例えば、タクシーの配車もOKだったはずですかね、タクシーの利用。多分OKだったと思うのですが、そういったところも含めて、その選挙に行きたいけれども、投票所に行きたいけれども、行くのが困難な人にのいろんな対策がね、わかるような広報に努めていっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたしまして、この質問については終わります。

議長(淺野 勉) 次に、「2. 安堵町での健康づくり推進のためのポイント制度導入について」、 答弁を求めます。

健康福祉推進室課長(井上育久)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。井上健康福祉推進室課長。

(井上健康福祉推進室課長 登壇)

健康福祉推進室課長(井上育久) 健康福祉推進室の井上でございます。よろしくお願いいたします。 松田議員の御質問にお答えいたします。

令和3年12月議会において提案された後の経緯でございますが、委員会でもお答えしましたが、令和4年度に策定予定の「第3期すこやか安堵21計画(安堵町健康増進計画)」は、新型コロナウイルスの影響等がありまして、国や県で策定される「健康増進計画」等の策定が1年延期したため、当町の計画も1年延期し、今年度策定を行っている状況でございます。

この7月から「健康づくり」をテーマに、住民参画によるワーキンググループを行っており、 ポイント制度等についても議論される予定でございます。今後、先行して行われている市町村 の事例や現状等の情報を踏まえながら協議検討し、計画策定を行っていきたいと考えておりま す。

以上でございます。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) 今、お話にありました、ワーキンググループでの議論、ということですけれども、 この中に、すでにもう提案は、されているのでしょうか。

健康福祉推進室課長(井上育久)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。井上課長。

健康福祉推進室課長(井上育久) 自席で失礼いたします。ここにおいても今、提案等は、している と聞いております。

以上でございます。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) 「してると聞いている」では、私の質問とは合いにくいところがありますから、しているのか、していないのかだけ、お答え願います。

健康福祉推進室課長(井上育久)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。井上課長。

健康福祉推進室課長(井上育久) そういう今、話題も出てきているというのは、聞いているところ でございます。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1 番 (松田 勝) 提案をして、そのあと議論がされている。というところまでいっているということですね。

健康福祉推進室課長(井上育久)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。井上課長。

健康福祉推進室課長(井上育久) 議論までは、いってないですけども、提案として出させてもらって、これから協議をしていく予定としております。 以上でございます。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) とりあえず提案をした上で議論という話になりますから、当然これ何回開かれる のか、というのは私わからないのですけれども、多分、数回で結論が出るんだろうとは思いま すが、とりあえず提案の方法も色々あってですね、提案する側から積極的にね、それを何とか 実施したいという提案の方法もあれば、提案者があまり実施したくないというね、意味合いを 持って提案する場合とですね、二通りあってですね、聞いている者からすれば、積極的な提案 か消極的な提案かというのは大体わかるんですけれども、できたらやっぱりね、今回これは積 極的な提案ということで、どうしても、こういうことをやっていきたいという提案をやっぱり、 なるべく、していっていただかないと実りあるものにはならないというふうには考えておりま す。

特に、提案された後、安堵町としては何とかこれを、ポイント制度というのを導入するため の何か考え方というのはあるのですか。こういうふうにしてポイント制度を導入したい。とい うような。

健康福祉推進室課長(井上育久)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。井上課長。

健康福祉推進室課長(井上育久) まず、ポイント制度が良いのかどうか、他に施策がないのか、というのも検討している状況でございます。ポイント制度にした場合は、どんなものがあるのか、というのも、策定委員会以前からも、どういうのが安堵町に適合しているのかというのは、課内でも議論しているところでございます。その上で、何が良いのかという議論も現在しているところでございます。

以上でございます。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) 先ほども申しましたように、積極的な提案と消極的な提案という話をさせていただきましたけれども、要は今の話だけを聞くと、私から見ればね、消極的な提案というような格好にはなるかと思うんですね。なぜかと言いますと、提案する場合に、すでに骨子ができてなかったらあかんのです、本当は。今から考えるんじゃなくて。当然、提案する場合は、こういう格好で、こういう形で今後やっていきたいという提案をするのが、積極的な提案というふうになりますから、ちょっとその辺はですね、今後いろんな、この件に関してだけではなくね、いろんな提案をされるかとは思いますけども、提案する時点でやっぱりもう骨子が決まってるということで今後、取組をしていただきたいというふうに思います。

あと、ちょっと私がお聞きしているのは、安堵町の女性の健康寿命が奈良県で2番目という

ふうにお聞きをしております。そういったことを含めてですね、私が思っているのは、そこまでいってるのやったら安堵町を1番にしたらどうやねん。という話になるんですよね。安堵町で今、1番に何があるのかわかりませんよ。これは2番やから1番になる可能性があると。ですからその話題をね、やっぱり安堵町の話題を作って、発信するということを努めなければ、例えば、いろんなことを言うてますよね、安堵町に人を集めるねんとか、色々言うてますけど、やっぱりできないんですね。ですから目標を持って何をするんかというのをやっぱりはっきりと決めていくと。

ですから私が今日、言いたいのは、1位にするためにね、ポイント制度を導入して、何とか 頑張ろうというようなところには、いかないですかね。その、姿勢として。どうですか。

健康福祉推進室課長(井上育久)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。井上課長。

健康福祉推進室課長(井上育久) ポイント制度を用いたから1位になるかどうかというのも、まだ 判断は、しなければいけないと思っております。皆さんが健康になることが、うちの課にとっても、町にとっても大事なことだと思いますので、いかに健診等を受けてもらう方法があるの かを今後、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

1番(松田 勝) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。松田議員。

1番(松田 勝) 先ほどからね、何回も言っているように、要は、すべて積極的に、やっぱり取り組む必要があるんですよ。要は、さっきも言いましたけれども、提案する際は、もう骨子が決まってて、こういうふうにして、将来こうしていきたいと。例えば、1年後2年後にはね、この提案を実践することについて、こうしていきたいという道筋を作るのがね、やっぱりそういった提案なんですよ。

ですから元々、私から言えばですよ、提案の仕方が悪いと言わざるを得ないんですね、やっぱり。ですからもうちょっとやっぱり、いろんな工夫をしながら今後いろんなね、活動もしていっていただきたいというふうに思いますから、特に私が例を挙げて言った、今、健康寿命の話。ですから、目的が何だと。その目的に向かって、ほんだらどうするんや、というところを

ね、やっぱりもっときちっと説明できるようなね、体制というのはやっぱり今後、取っていってもらうということを期待して、質問を終わります。

議長(淺野 勉) お諮りします。只今11時50分です。このまま引き続いていくかどうか。

(「このままいきましょう」という声あり)

議長(淺野 勉) いきましょうか。わかりました。

議長(淺野 勉) 続きまして、6番 上林議員の一般質問を許します。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

(上林議員 登壇)

6番(上林勝美) 議席番号6番 上林勝美です。貴重な時間をいただいて、一般質問を4問させて いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1番目ですけど、「学校給食費の無償化について」、お尋ねいたします。全国で254の自治体が、奈良県でも8自治体が、今9だそうですが、8自治体が学校給食費、小学校中学校の無償化を実施しております。令和4年12月現在。小中学校とも給食費が今年度無償、あるいは今年度実施予定の自治体は全国で482自治体あると聞いております。国の地方創生臨時交付金を使い、期間限定を含みます。岸田首相も「自治体が補助することを妨げるものではない」と国会答弁をしております。文科大臣も、それに沿って発言をしております。給食費の無償化は貧困家庭だけではなく、すべての子育て世帯の応援になる。安堵町でも実施できないでしょうか。

2問目、「小泉苑の溢水対策について」。関係方面の努力にもかかわらず、長い間この問題が解決に至っておりません。近年は線状降水帯などにより降雨が激しさを増し、昨年9月には、また今年6月にも、苑内の一部で水位が60~70センチに達しました。住民から「何とかして欲しい」と声が上がっています。関係機関の協議の場が長らく設けられておりませんが、設

けられないでしょうか。

3問目、「あつみ台住宅周辺の道路の安全対策」について、お伺いします。あつみ台172 番地周辺の側溝に蓋や柵がなく、住民から不安の声が上がっております。以前尋ねた時に、「歩 道のある区間ではないため、柵の設置は必要ない」と回答をいただきました。昨年、窪田地区 で、転落死亡事故も発生しております。再度、対策実施をお願いしたいと思います。

第4、「「自衛官募集対象者情報」への対応について」。2022年度に自衛官募集のために、若者の個人情報を記載した名簿を提供した自治体が1,068に上りました。初めて全自治体の6割を超えたことが分かりました(防衛省の資料)。従来は多くの自治体が名簿を提供せず、閲覧・書き写しにとどめていました。本人の同意がなく個人情報を提供するのは憲法が定める基本的人権を無視しているのではないでしょうか。安堵町の考えをお伺いしたいです。以上です。

議長(淺野 勉) はじめに、「1. 学校給食費の無償化について」、答弁を求めます。

教育推進課長(吉田彰宏) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田教育推進課長。

(吉田教育推進課長 登壇)

教育推進課長(吉田彰宏) 教育推進課の吉田です。よろしくお願いします。それでは、上林議員の 質問にお答えいたします。

安堵町におきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を 活用して、給食費の無償化を実施いたしました。さらに、令和4年度にもコロナ禍による物価 高騰等、子育て世帯に対し保護者への負担軽減を図るために、5か月間の給食費の無償化を実 施いたしました。

今後も、交付金や補助金を活用しながら、保護者への負担軽減を図るように努めていきたい と考えております。また、町単独での給食費無償化につきましては、子育て施策の重要な柱で あるとは考えますが、かなりの財源の確保が必要となりますので、今後の検討課題と考えてお ります。

以上です。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 只今、吉田課長の方から、子育て世帯の重要な施策として、給食費の無償化というのは考えておるという考え方を示されました。高すぎる教育費の負担軽減が、子育て世代の強い要求としてあります。それは、昨年の出生率が初めて80万人を割り込む等、歯止めが掛からない少子化からも明らかになっております。

子供にとって、かけがえのない大切な学校給食、小学校中学校とも、給食費を制度として無償化している自治体が、先ほど述べましたように254に広がっております(2020年12月現在)。5年前に比べますと3.8倍と、急速に広がってきています。青森市(人口27万人)、山口県岩国市(人口13万人)等、大きな自治体も無償化に踏み出しております。東京都葛飾区(人口46万人)、千葉県市川市(同49万人)等では、今年の4月から無償になりました。

今回、新型コロナ感染症対応で設けられた国の地方創生臨時交付金を使い、今年度無償、あるいは今年度実施予定の自治体は482になりました。小中とも無償の自治体は全都道府県に広がっています。東京都23区では18区が、県庁所在地では大阪市、奈良市、高松市、那覇市が、小中とも今年度無償となっております。奈良県では小中学校の学校給食費を制度として無償化した自治体は、今年度から下市町が加わり1町8村になりました。物価高騰対策等、来年3月まで学校給食費の無償の自治体は4市2町1村、奈良市、大和高田市、橿原市、御所市、田原本町、高取町、明日香村で、地方創生臨時交付金を活用しています。五條市議会と広陵町議会が昨年12月に、大和郡山市議会が今年6月に、それぞれ国に学校給食費無償化を求める意見書を可決しております。

このように奈良県でも無償化の動きが大きく広がってきています。少しでも保護者の負担を 減らそうと、半額の補助、第3子から無償、中3のみ無償等の、一部無償の自治体が多数生ま れています。安堵町でも令和2年度、令和4年度に地方創生臨時交付金を活用して、期間を決 めて給食費の無償化を実施しました。

議長(淺野 勉) 上林議員、ちょっと鳴っておりますので。

6番(上林勝美) はい。

(正午のエルラド放送)

議長(淺野 勉) はい。続けてください。

6番(上林勝美) 安堵町でも令和2年度、令和4年度に地方創生臨時交付金を活用し、期間を決めて給食費の無償化を実施しました。また、小中学校給食、1食あたり15円の給食補助金を継続し、負担軽減に努めておられます。

しかしながら、家計を見れば、給食費は3人の子供がいる世帯では年間約15万円、小中学校9年間で一人あたり45万円になり、大きな負担となっています。半額助成でも大きな支援になると思います。財源については、市町村の予算規模の1%があれば学校給食費の無償化を実現できることが各地の試算でも明らかになっております。

お尋ねします。安堵町の今後の取り組みについて、ありましたらお伺いをさせていただきます。

教育推進課長(吉田彰宏)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田課長。

教育推進課長(吉田彰宏) 自席より失礼します。先ほども答弁しましたように、給食費無償化につきましては、子育て世帯の重要な柱であるとは考えてはおりますけども、当町といたしましても、財政基盤がちょっと弱い団体でもあり、自主財源確保にも少子高齢化により税収等、地方交付税に頼る団体でありますので、今後の文科省の補助等を活用しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 今後も、重要な柱だということで、財政、自主財源、交付税等を総合的に考えながら検討していきたい。ということの回答をいただきましたが、聞いたところ約2,000万円、2,000万円の財源で小中学校全員、2,300万かな。そのぐらいの金額があれば全員が無償でいけるというふうに聞いておりますが、これは間違いないでしょうか。

教育推進課長(吉田彰宏)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田課長。

教育推進課長(吉田彰宏) 給食費につきましては、教職員、児童生徒、調理員を含みまして、私の方2,300万というふうにお伝えしてたところでございますけれども、実際上、児童生徒分の給食費につきましては、約1,800万。2,300万のうち1,800万円程度が児童生徒分の給食費となっております。

以上です。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) そしたら今、御説明がありましたように1,800万程度の予算が、都合が付け ば何とか無償化に踏み切れるということで、安堵町につきましても子育て応援ということを大 きな柱として掲げておられますので、その辺も、財政再建5か年計画の途中とは聞いておりま すが、黒字ということで今年もね、決算で発表されておりますので、その点、工面できるかど うか関係箇所の方から回答を、この場では即答できないかもしれませんが、考え方についてお 伺いいたします。

議長(淺野 勉) 今の考え方?

6番(上林勝美) 財政の面で。

議長(淺野勉) 財政、はい。

総合政策課長(富士青美)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。富士総合政策課長。

総合政策課長(富士青美) 自席より失礼いたします。総合政策課から、財政のことを聞かれたので お答えさせていただきます。

決算が黒字だから何もかも、いろんな施策をできないかというのは上林議員が先日からおっしゃっていることですけども、財政には限りがございます。どうしてもしなければならない義務的経費もございまして、できるだけ財政の硬直化は避けたいと考えておるところでございます。

給食費の無償化について、ですけれども、これにつきましては、今この場では、どう考えているかということは、ちょっとお答は控えさせていただきます。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 今、富士総合政策課長から、財政の硬直化を招かないように、何もかも予算が、 財政規模の中で、その中でしかできないという話なんですが、やはり子育て世帯、少子化待っ たなしということで赤信号が、安堵町だけでなく日本全国で灯っている状態で、何としても、 この5年以内で、子育て世帯を応援して、子供が生き生きと、生まれて学べる環境づくりとい うのが本当に急がれている中で、まだ先の問題だ、財政がない、ということで避けては通れな い問題だと考えますので、是非とも財政状態を考えながら、いろんな資金を活用しながら、前 向きに考えていっていただきたいと思います。

そしたら3人目の子供さんの無償化とかも、課長、どうでしょうか。

教育推進課長(吉田彰宏) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田課長。

教育推進課長(吉田彰宏) 他の市町村におきまして、第2子、第3子無償化という試算もなされているのは、情報としては得ております。うちの方で第2子を無償とした場合、第3子を全額無償にした場合とかいう試算等は行っております。

教育委員会としても、その辺も財政健全化計画等の兼ね合い等もございますので、その辺も 検討して、財政の方と検討してまいりたいとは考えております。

以上です。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 今、課長の方から、第2子を無償化した場合、第3子を無償化した場合の試算を 行っているという表現がありましたが、いくらぐらい要るのでしょうか。 教育推進課長(吉田彰宏)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田課長。

教育推進課長(吉田彰宏) 小中学校の第2子を無償化した場合ですけれども、約230万程度でございます。第2子を半額無償化した場合は230万程度でございます。第3子以降を全額無償化した場合は約40万程度ということで、合わせましたら270万程度となります。以上です。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 合わせて270万で、第2子、第3子に対して補助ができるということで、そんなに大きい金額ではないと考えますので、改めまして町の方に御検討いただきたいということで、お願いをしまして、まず第1間は終わらせていただきます。

議長(淺野 勉) 次に、「2. 小泉苑の溢水対策について」、答弁を求めます。

事業課長(池田佳永)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。池田課長。

(池田事業課長 登壇)

事業課長(池田佳永) 改めまして、事業課の池田です。上林議員の「小泉苑の溢水対策について」 の御質問にお答えさせていただきます。

郡山土木が以前に、調査を行うための事前説明会を開催されてから、その後の説明は地元の 自治会等になされてはおられません。町といたしましても毎年、郡山土木事務所に対して早期 に事業の完了を要望しております。再度の、現在の状況等を踏まえた説明会等の開催を含め、 郡山土木事務所に今後も更なる要望をしてまいりたいと考えております。

以上です。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 答弁をいただきました。更なる要望を郡山土木事務所に上げていきたいという御解答です。近年、気候変動の影響で、台風の大型化や集中豪雨の頻発化等により毎年、日本全国で大規模な浸水被害、土砂災害が発生しております。6月、台風2号周辺の湿った空気が流れ込み、梅雨前線が活発化した影響で、奈良県内では局地的な豪雨をもたらす線状降水帯が発生し、道路が冠水をし、電車が運休したりしました。

安堵町内でも、窪田・笠目の両地区で床上・床下浸水の被害が発生をしております。窪田地 区の直轄遊水地の早期実現が待たれますが、私どもの小泉苑につきましても、淺野議員をはじ め多くの議員が、この問題について長年に渡り質問しておりますが、なかなか解決できない難 しい問題ということで、町の課題の中にも、行政課題ということで長年、挙がってきておりま す。

課長から説明がありましたように、平成29年に県の詳しい調査があり、解決方法として3 案が提示されました。未だ絞りきれていないということでございますが、この間、安堵町でも 小泉苑東側、南北の水路の拡張工事や、年1回、場所を決めて苑内の側溝の浚渫(しゅんせつ) 作業を実施してもらっております。

奈良県知事が交代しましたが、前知事との間での約束であるというふうに聞いております。 これは重要な課題だということで私も、町長がそういうお話をされたということは伺っております。

平成29年の綿密な調査資料に基づきまして、課長から提案がありましたように、話し合いのテーブルを早急に、もう一度お聞きします、設置できないでしょうか。

事業課長(池田佳永)はい、議長。

議長(淺野勉) はい。池田課長。

事業課長(池田佳永) 自席にて失礼いたします。郡山土木事務所に対しましては毎年、地元への説明会等を開催して欲しいと、町からも再度要望しております。近年まで、コロナ対策ということもありまして、なかなかその開催にまでは行き着くことができませんでした。ですが、今後のことも踏まえて、また現状、自治会長も代わられていると思われますし、また再度、せめて役員等の方だけでも説明をすることができないか、また町の方から郡山土木の方へ要望してま

いりたいと思っております。 以上でございます。

9番(森田 瞳) はい、議長。

議長(淺野勉)はい。

9番(森田 瞳) 今の関連で、ちょっとお願いしたいのですけども。終わってからで結構です。

議長(淺野勉) 終わってからで。はい。わかりました。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 今、池田課長の方から、再度、郡山土木事務所に要請をして、会議の場を設けたいというお話がありました。改めまして、西本町長から、この件についてお考えをお聞きしたいと思います。

町長(西本安博)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。西本町長。

町長(西本安博) 小泉苑の溢水問題の件ですけれど、安堵町の大きな行政課題、今、学校給食とかいろいろありますけれども、大きな行政課題として、前知事との間で3本立て、3本の柱を建てております。一つは、いかに遊水地を早く、工事を進行させるのか。というのが一つ。それとやはり、自主財源を確保するための企業立地。これもやはり安堵町にとっては、大きな問題だと。で、3番目が、この小泉苑の溢水問題。3本立てということは、これはもう前の知事との間では確認事項として、郡山土木も知っている話でございます。

最初の二つは、それなりに進んできております。これがなかなか、いろんな諸条件の下に進まないということ。これは、どういう条件があるのかということは、我々もわかっておりますけれど、やはり動いてもらうのは郡山土木。ということは、郡山市内の水がここへ来ていると。この大きな原因がございます。これは向こうも、県も承知しておるところでございますので、

課長が申し上げてますように、いかに郡山土木を動かすのかということ。

それから、本庁の部長クラスにも再度この経過は、私も申し上げたいと思います。今、知事 も代わりましたので、いろんなことでリセットしておりますので、まずは現場の指揮を執る部 長にも、この話を再度進めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 西本町長、ありがとうございます。町長の方からも、最重要課題の3本柱の一つだという、強いメッセージが今、お伺いしました。そして関係本庁の部長にも言っていきたいという、強い考えを伺いました。

この、小泉苑の溢水問題が早期に解決できるように、住民の皆さんの不安を取り除いていけるように、私も努力しますので、町行政の皆さんも一緒になって頑張っていきたいと思いますので、池田課長の方には話を進めていっていただきたいというふうに考えております。私も協力させていただきますので。

この問題については、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長(淺野 勉) 次に、「3.あつみ台住宅周辺の道路の安全対策」について、答弁を求めます。

事業課長(池田佳永)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。池田事業課長。

6番(上林勝美) 森田さん言うてはったのは。

議長(淺野 勉) 全部終わってから、関連質問させていただきますので。時間取ります。

9番(森田 瞳) 関連やから今、その時にしとかなあかんやん。よろしいか。

議長(淺野 勉) でしたら、はい。森田瞳議員。

- 9番(森田 瞳) 上林議員に関連してやから、時間止めてくださいや。
- 6番(上林勝美) いいですよ、別に。
- 9番(森田 瞳) 構いやしませんか。
- 6番(上林勝美) はい。そんな掛からへん。
- 9番(森田 瞳) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。

9番(森田 瞳) すみません、この問題、私が町長選挙に立候補させていただ時から、この問題を大きくクローズアップしていただいて、検討していただいてまいりました。この、今日に至るまでに、平成29年ですか、2本柱、3本柱ということでおっしゃっておりますものの、一向に、この内容が整備されておられません。これは何かと言うたら、これは原因がはっきりわかっておるんですよ。

郡山市側から来た水は、これが要するに進んでいけへん。この水をどうすることもできない。 だから小泉苑から以下、南側の方へ、岡崎川へ抜ける管を太くしなければならない。水路を太 く、拡幅しなければならない。これは答えが出てるんですよ。それは、だからしっかりと、そ このとこは県の方、郡山土木の方へ伝えていただいて、しっかり1日でも早く、1年でも早く やっていただくこと。これは当時、遊水地のことも関連しておりましたので、岡崎川の水量が、 ましてや増すやないか。というような問題が提起されておりました。だから、そこのことに関 しましては、せっかく遊水地も完了、あと2年、3年で完了いたす目途も立っておりますので、 これは町の方からですね、しっかりとね、郡山土木の方に言っていただいて、補助事業として 採択していただきたいという思いでございます。

これはね、県の方の代表、郡山土木の代表者なり、その辺、受け持っておる担当者なり、次から次へ代わるんですよ。そうでしょ。で、自治会長さんも代わられる。そんなことで、もう一年一年、じきにたってしもて、未だ解決になっておりません。これは上林さん、そういうふうな経緯がございますので、これはやっぱり町を挙げて、郡山土木が先なんですよ。これは、しっかりと。

だから、ここのことを我々、議会の共々も一緒にですね、この問題を解決できるように取り 組んでいけたらなと。町を表にしていただいてですよ、後押しをさせていただきたいなという 思いもいたします。 以上です。

議長(淺野 勉) はい。森田瞳議員の関連質問をこれで終わります。

でしたら、続きまして、「3. あつみ台住宅周辺の道路の安全対策」について、答弁を求めます。

事業課長(池田佳永)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。池田課長。

(池田事業課長 登壇)

事業課長(池田佳永) 「あつみ台住宅周辺の道路の安全対策」ということについて、議員の御質問 にお答えいたしてまいります。

上林議員御指摘の場所は、以前より自治会からも相談があり、自治会の方へは何度か説明は、させておりましたが、道路交通法では、現状は歩道に該当せず、かつ防護柵設置基準も、高さ等の現状が満たしていないので、柵を設置するという状況ではございません。ですので、前回質問時と同様の回答になりますが、国による設置基準の変更等もないために、現状においては防護柵等は設置を行わないような状況でございます。

以上です。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 今、御解答がありましたが、あつみ台自治会から何度も安全対策について要望が 出ている場所です。私からも2回目の要望となります。只今の説明で、歩道のある区間ではな く、国の防護柵設置基準にも満たない状態との回答ですが、このまま放置すれば事故が起こる 可能性も否定できません。昨年、窪田地区で用水路に転落死亡事故も発生しております。

規定に縛られることなく、町全体で対策を実施できないでしょうか。

事業課長(池田佳永)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。池田課長。

事業課長(池田佳永) 議員の御質問にお答えさせていただきます。事業課といたしましては、質問の内容にもございますとおり、町道の管理という形で今、回答は、させてもらっております。ですが、いろんな状況等がございます。確かに、一概な方法ということも言えないかもわかりません。ですが、あくまでも先ほどから回答させてもらっておりますとおり、安堵町全域の管理を事業課の方でさせてもらっております。交通量の加減等、優先順位、先ほどお話もありましたように、町の財源ですね、そういったものも踏まえて、設置できる、できないも一緒に考えさせていただいてもらっている状況でございます。

以上でございます。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野勉)はい。上林議員。

6番(上林勝美) 事業課の方では町道の管理ということで、設置基準等、基準に満たないので実施できないということの御解答ですが、先ほども申し上げましたように、事故が起こる可能性も否定できないし、また住民の方から、お母さん方から不安の声が上がっており、また自治会長さんの方からも、何度も足を運んでおられるということで、町全体でということなんですが、事業課だけでは決められないと思いますので、町民の命、安全を守る対策としてお答えいただけませんか。

事業課長(池田佳永)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。池田課長。

事業課長(池田佳永) 確かに、安堵町全体の安全対策ということも踏まえてですね、検討しなければならないことかもわかりませんが、まだ事業課単独では、確かに難しいとだけは、お答えさせてもらっております。現状は、僕らも前々から、自治会長等からも相談もあり、状況はわかっております。一般道路としては、なかなか難しいですが、先ほど議員が言われたとおり、町の安全対策ということでもございますので、各関係機関ですね、の方へも事業課の方から一旦、話を持って行かせていただいて一度、協議及び検討を、といった形で行っては、まいりたいと思います。

以上です。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 池田課長から今、関係各課に問い合わせてみるということなんですが、町民の命、 安全を守る、突然で悪いですけど、危機管理室が町民の生命・財産を守るということで設置さ れておりますが、危機管理室課長の見解は、いかがでしょうか。

危機管理室課長(吉田裕一)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。吉田課長。

危機管理室課長(吉田裕一) 自席から失礼いたします。町の安全・安心そして危険箇所等対策をしていくというところではございますけども、また私の方でも現場の方を確認させていただいて、どういった対策が取れるかというのは、検討はできると思います。

ただ、町内に関しては、やっぱり同じような箇所は、たくさんあるかなとは思っておりますので、その辺とのバランスもありますので、ちょっと検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) ありがとうございます。突然の質問ですみません。今、危機管理室課長の方から お話がありましたように、検討課題ではあるということで、先ほども池田課長の方から、関係 各課と協議してということですので、事業課、そして危機管理室等と一緒に協議して、また町 の幹部会等で話をして、話を前向きに進めていっていただきたい、ということをお願いしまし て、この質問を終わらせていただきます。

議長(淺野 勉) 次に、「4.「自衛官募集対象者情報」への対応について」、答弁を求めます。

住民課長(増田篤人)はい、議長。

議長(淺野勉)はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 住民課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。上林議員の 御質問、「「自衛官募集対象者情報」への対応について」の御質問にお答えいたします。

自衛官及び自衛官候補生の募集につきましては、自衛隊法第97条第1項の規定により、法定受託事務として、「都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に係る事務の一部を行う」とされています。また自衛隊法施行令第120条の規定では、「防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができる」とされています。

これらのことから、本町は、これまで住民基本台帳法第11条の規定により、自衛官及び自衛官候補生の募集のための名簿提供を閲覧により行っておりました。その後、2020年(令和2年)12月の住民基本台帳の一部の写しを提供することが可能であるとの閣議決定を受け、2020年(令和2年)度より紙資料での名簿提供を行っております。

本人の同意なく個人情報を提供することが、憲法の定める基本的人権を無視しているのではないかとの御指摘ですが、本町といたしましては、法令の規定等に基づき適切に事務執行しているものと考えております。

以上でございます。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 近年、自衛隊への応募者数が減少傾向をたどる中、自衛隊の募集業務をめぐる、 国の地方自治体への働きかけが、以前にもまして強化されています。特に、防衛省が自衛官や 自衛官候補生の募集に関し、必要な資料だとして、募集対象者の住民基本台帳情報4項目、氏 名・生年月日・性別・住所を紙または電子媒体で自衛隊に提供するよう求める依頼を毎年続け、 従来の台帳の閲覧による対応から逸脱し、住民の個人情報を名簿や宛名シール等の形式で自衛 隊に提供する自治体が全国で急増しています。2022年度1,068自治体ありました。自 衛官の勧誘チラシの郵送等が目的で、18歳または大学卒業時の22歳が対象とされております。

自衛隊をめぐっては、少子化に加え、安保関連法で任務の危険度が高まったこと等も影響し、 採用環境で厳しさが増大しております。2009年に4万3,639人だった一般曹候補生応 募者は2022年度には2万4,841人まで落ち込み、4割強の減少となっています。

「自衛官の募集を何で知りましたか」という問いかけに18.7%、4,533人が、ホームページやスマホで知りました。次いで、親・親戚等が3,323人、13.7%、学校や先生3,140人、13.0%、地方協力本部の郵便物で知ったという回答は、わずか350人、1.4%でした。防衛省の資料にあります。

以上のように、自治体からの名簿提供がなければ、募集が困難になるという状況ではありません。住民基本台帳法11条1項、自衛隊法97条1項、自衛隊法施行令120条の個人情報の提供を行う根拠づけにはならないと指摘もされております。

2021年2月の防衛省・総務省、両省による通知、募集対象者の住民基本台帳法の一部の 写しを自衛隊に提出するよう求める通知は、地方自治法245条4の1項に基づく技術的助言 とされ、あくまで助言です。同247条3項では、助言等に従わなかったことを理由として不 利益な取り扱いをしてはならないと規定をされております。

本来は、義務ではなく依頼にしかすぎない募集対象者の個人情報提供を曖昧な法的根拠や、 一遍の閣議決定による通知等によって「遂行すべき」と迫るのは、従来から確立した政府解釈 にも逆行し、自治体への圧力として作用している面が強くなっております。

そこで、自衛隊の青年の個人情報、住民基本台帳の4情報を閲覧させることを中止していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また住民基本台帳抽出名簿からの除外希望の申請を認めることをお願いできないでしょうか。憲法13条、すべて国民は個人として尊重される、幸福を追求する権利を有すると。もし、そういう名簿を提供されるのであれば、安堵広報に、住民の皆さんに周知をし、その際、私は対象外にして欲しいということで、除外申請を認めることも書くということで、安堵広報に載せるという方向で検討はできないでしょうか。

住民課長(増田篤人)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。増田課長。

住民課長(増田篤人) 自席より失礼いたします。住民基本台帳法では、住民基本台帳の一部を閲覧できることについては規定されておりますので、これが憲法に違反することについては、すでに、住民基本台帳を所管している総務省からも閣議決定なされていることから、私どもとして

は、規定どおりさせていただいているということを考えております。

除外申請につきましては、これは住民基本台帳法上では、そのような規定はございませんので、現時点では、私どもとしては難しいとは考えておりますが、法定受託事務を受けておられる、所管事務を受けている課とまた協議いたしまして、できるかどうかについては検討させていただいというふうには考えております。

以上でございます。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 安堵広報に、対象者の名簿を提供しているという、広報には載せることはできないですか。

住民課長(増田篤人)はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。増田課長。

住民課長(増田篤人) そのことにつきましても、自衛官の募集の法定受託事務内となりますので、 その所管されている課との協議をさせていただいた上で検討させていただきたいというふうに 考えております。

6番(上林勝美) はい、議長。

議長(淺野 勉) はい。上林議員。

6番(上林勝美) 法律の範囲内という御解答なんですが、住民基本台帳法11条1項では、国の機関が法令で定める事務の遂行のため必要な場合、住民基本台帳を閲覧できる。というふうにありまして、国の機関が法令で定める、法令というのは何かと言えば、今回の、その閣議決定や、総務省・防衛省、両省の通告ということなんですが、この通告には、最後の方にですね、これはあくまで自治体に対して、技術的助言であると。これに縛られることはない。というふうにされておりますので、根拠としては、私としては曖昧な根拠だというふうに思いますので、是非ともこの機会に若い人たちを、自衛隊の役割として災害救助、災害復興等、これは重要な側

面であると思いますが、5年前からの自衛隊は、先ほどの防衛費にも見れますように、5年間で43兆円もね、軍事予算を、財政規模が膨れ上がっており、世界第3位の軍事国になろうとしております。そういった中で若い人が、そういう職業選択の自由や、その中で自治体が、そういう名簿を提供するということは、戦前に兵事係ということで役所に赤紙、召集令状を送る、そういう機関が、兵事係という機関がありまして、そういうことの代行と言いますかね、先取りということでされないように、この写しを提供したからと言って先ほど、最初の方で述べましたように、たったの350人しか、その「郵便物で知った」という回答がなく、ほとんどがホームページやスマホ、親戚等、そこから情報を得て自衛隊に入ったということですので、やはり個人の、憲法13条の、すべての国民は個人として尊重されるということで、勝手に人の情報をそういった曖昧な法的根拠の下に提供するのは、やめていただきたいということで、改めまして求めまして、質問を終わります。

議長(淺野 勉) はい。これで上林議員の一般質問を終わります。

議長(淺野勉) 以上で、本日の日程は終了いたしました。 次の本会議は、9月15日午前10時開会です。

本日は、これで散会します。

お疲れ様でした。

散 会 午後 0時38分